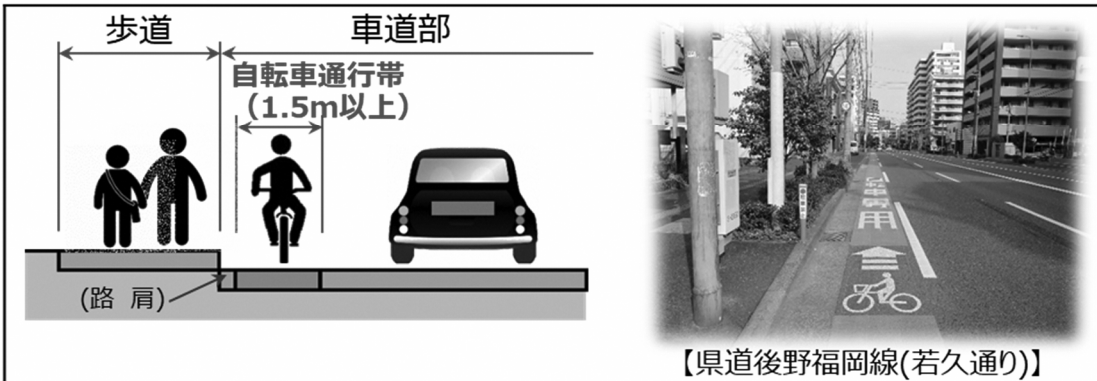


《 参 考 资 料 》

# 1. 条例改正の概要

## ポイント① 『自転車通行帯』の新設（第8条の2）

▶ 帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定

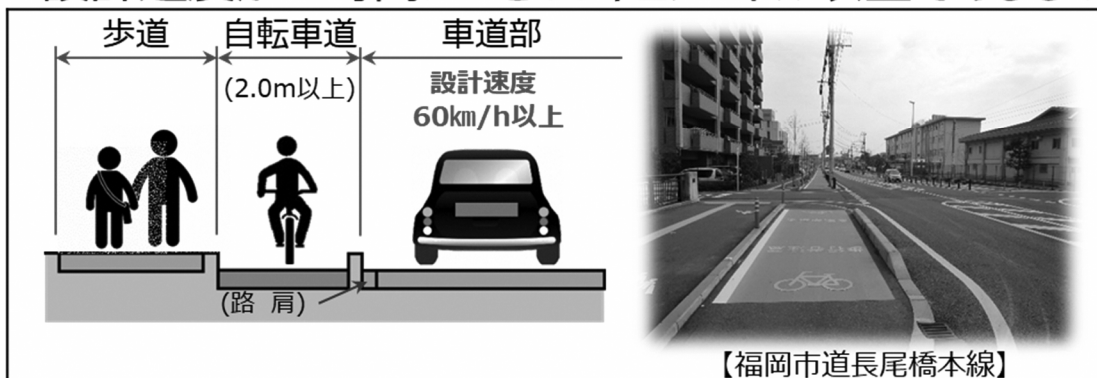


【県道後野福岡線(若久通り)】

【定 義】	自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる <b>帯状の車道の部分</b>
【構 造】	幅員 1.5m以上 (やむを得ない場合は1.0mまで縮小可)

## ポイント② 『自転車道』の設置要件が変更（第10条）

▶ 設計速度が一時間につき60キロメートル以上であるもの



【福岡市道長尾橋本線】

【定 義】	専ら自転車の通行の用に供するために、 <b>縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分</b>
【構 造】	幅員 2.0m以上 (やむを得ない場合は1.5mまで縮小可)

※ 「自転車通行帯」「自転車道」を整備する際は、交通規制との調整が必要であることから、福岡県公安委員会（警察）と十分な時間的余裕を持って協議するよう留意すること

## 2. 通知文

(公印省略)

1 道維第 981 号

1 道建第 1478 号

令和 2 年 3 月 2 日

県土整備部 出先機関の長 殿

県土整備部 道路維持課長

県土整備部 道路建設課長

### 道路事業における自転車通行空間の整備について（通知）

道路構造令の一部を改正する政令については、平成 31 年 4 月 25 日に施行・公布され、福岡県道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例については、令和元年 12 月 24 日に施行・公布したところです。

つきましては、道路維持課・道路建設課所管の道路事業における自転車通行空間の整備について、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

本通知は、令和 2 年 3 月 2 日以降に予備設計に着手する道路事業について適用するものとします。

なお、令和 2 年 3 月 2 日をもって、「道路事業における自転車通行空間の整備について（通知）」（平成 29 年 11 月 30 日付け 29 道維第 1502 号・29 道建第 1600 号）は廃止します。

### 記

1. 自動車、自転車、歩行者の交通量と自転車道等の整備形態の関係は別紙 1 のとおりとする。
2. 別紙 1 において「別紙 2 による」となった場合は、別紙 2 のとおりとする。
3. 整備形態の選定にあたっては、道路交通の状況を総合的に勘案した上で、道路管理者が関係者（交通管理者等）と合意を図るものとする。
4. 令和 2 年 3 月 2 日時点で予備設計中の箇所については事業主管課協議とする。

問い合わせ先

道路維持課 交通安全係

TEL:092-643-3655（内線 4487）

道路建設課 計画班

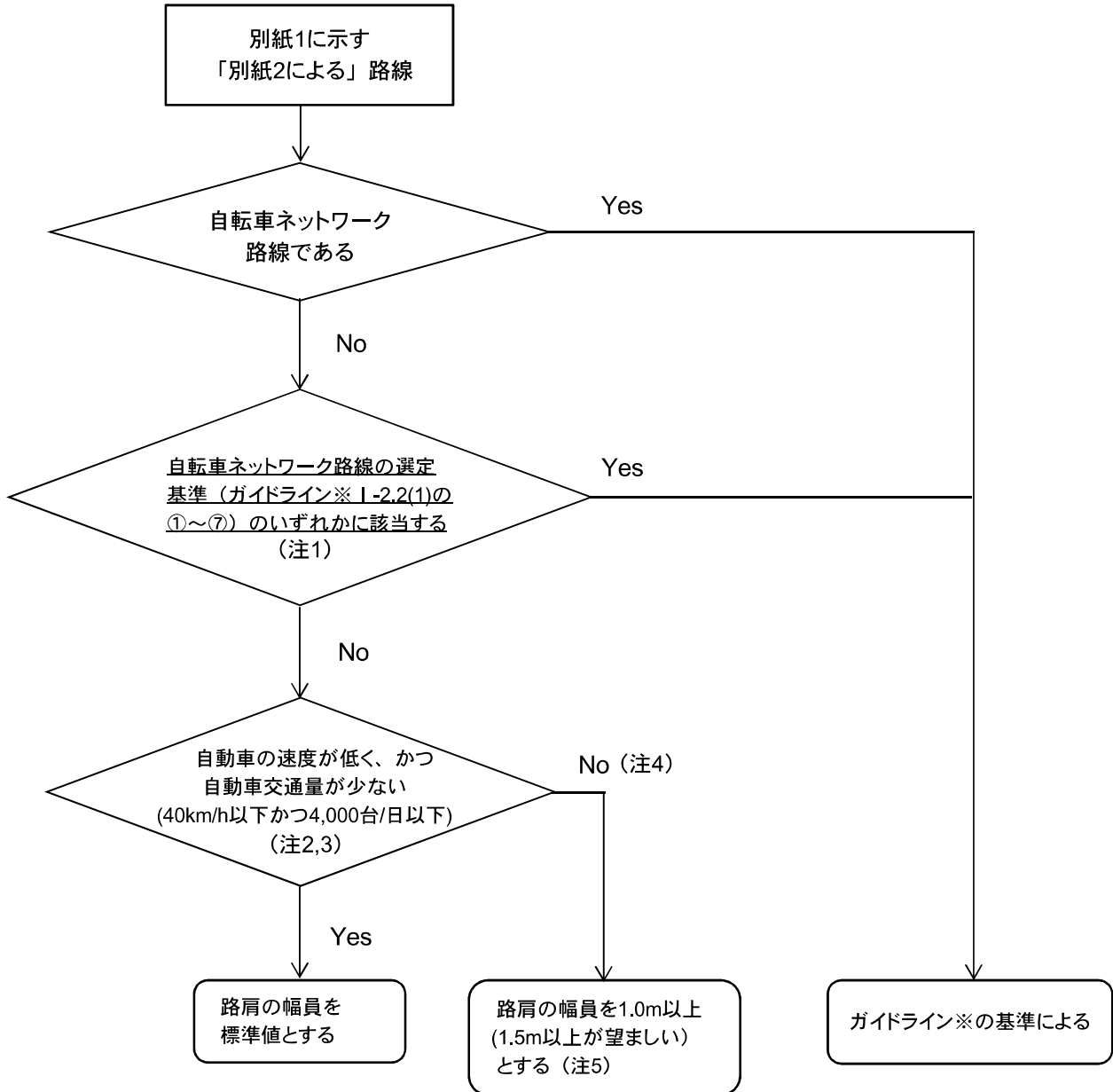
TEL:092-643-3660（内線 4513）

自動車、自転車、歩行者の交通量と自転車道等の整備形態の関係

別紙1

		自転車	
		多 (500台/日以上※)	少 歩行者
自動車	多 (4,000台/日以上※)	「自転車道」 (設計速度60km/h以上) ※通勤・通学時など自転車と歩行者の通行が 時間的に集中して輻輳する場合など	「自転車道」 (設計速度60km/h以上) ※通勤・通学時など自転車と歩行者の通行が 時間的に集中して輻輳する場合など
	少	「自転車通行帯」 ※通勤・通学時など自転車と歩行者の通行が 時間的に集中して輻輳する場合など	「自転車通行帯」 ※通勤・通学時など自転車と歩行者の通行が 時間的に集中して輻輳する場合など
		「自転車道」 (設計速度60km/h以上) ※速度が40km/h超を目安	「別紙2による」
		上記以外の場合「別紙2による」	

※自動車、自転車、歩行者の交通量が多い場合の目安であり、具体的な整備形態の選定にあたっては、道路交通の状況等を総合的に勘案した上で  
 道路管理者が関係者と合意を図るものとする。



※ガイドライン：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインについて（通知）  
（平成29年11月30日付道維第586号・道建第460号・公街第507号通知）

（注1）自転車ネットワーク路線の選定基準（ガイドライン I-2.2(1)より）

- ①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ②自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③自転車通学路の対象路線
- ④地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ⑤自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑥既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線
- ⑦その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

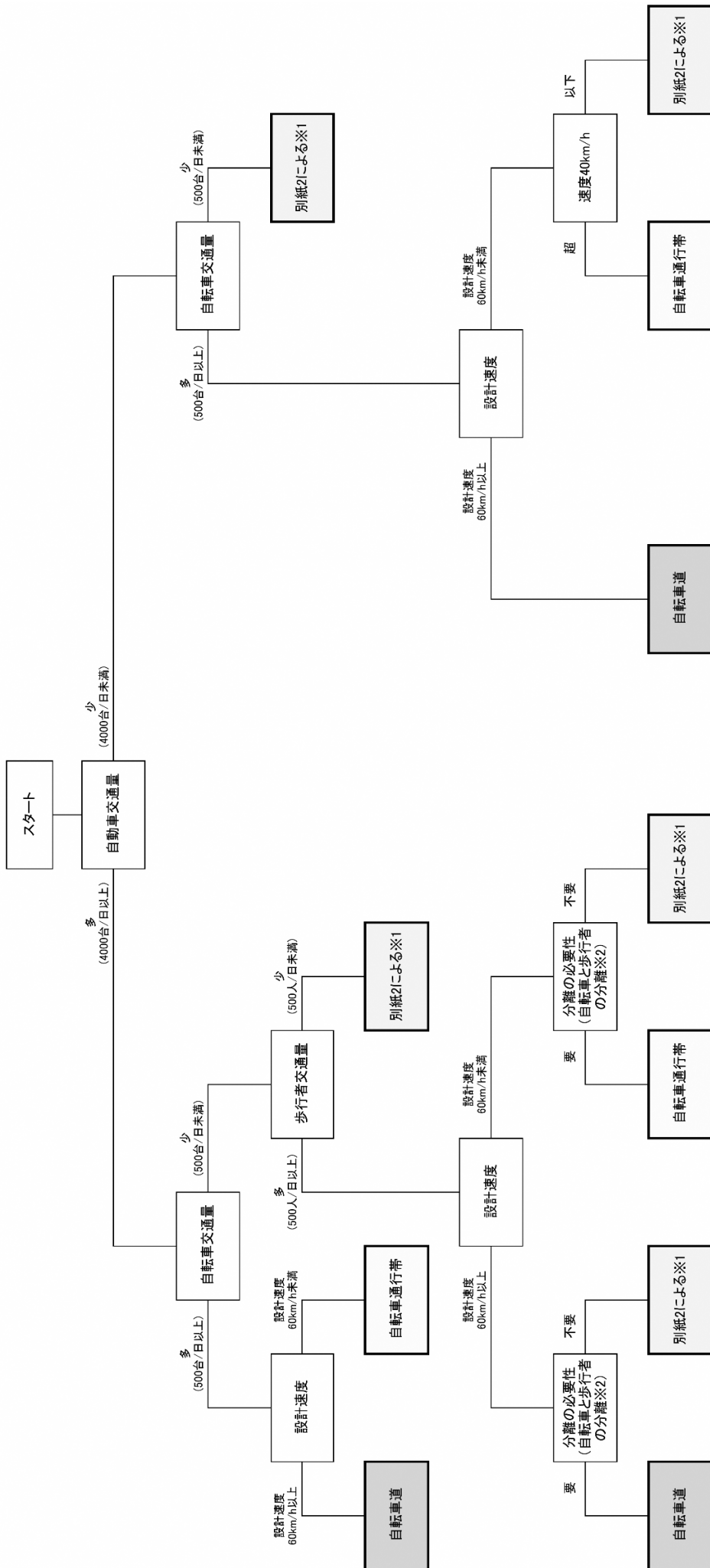
（注2）「自転車及び歩行者専用」の指定について、交通管理者と協議が整った場合は、「自転車歩行者道」を設置し、路肩の幅員を標準値とすることができる。

（注3）土地利用の動向を鑑みて、自転車の交通量が少ない場合（山地部など）には、路肩の幅員を標準値とすることができる。

（注4）自動車の速度が高い（60km/h以上）場合は主管課協議とする。

（注5）自転車の安全な通行を考慮して道路管理者として判断すること。  
また、1.5m以上の幅員を採用する場合は、交通管理者と自転車専用通行帯の指定について協議を行うこと。

### 3. 自転車道等の整備形態の選定フロー



※1別紙2による：道路事業における自転車通行空間の整備について(通知)  
(令和2年3月2日付 道維第981号・道建第1478号通知)

※2自転車と歩行者の分離：通勤・通学時など自転車と歩行者の通行が時間的に集中して輻輳する場合

# 福岡県道路構造の基準に関する条例

平成 24 年 10 月

令和 元年 12 月改正

発行者 福岡県県土整備部道路建設課

住 所 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電 話 092 - 643 - 3660

発 行 令和 2 年 3 月